

(1) 校務運営規程

①三次市立三和小学校校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、三次市立三和小学校（以下「本校」という。）の校務を円滑且つ適正に運営するため、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（以下「管理規則」という。）、第37条に基づいて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で職員とは、本校に勤務する者をいう。

(校長)

第3条 校長は、校務をつかさどり、職員を監督する。

(教頭)

第4条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けたときは校長の職務を行う。

(事務長)

第5条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。

(教諭)

第6条 教諭は、児童の教育をつかさどる。

(養護教諭)

第7条 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

(事務職員)

第8条 事務職員は、事務をつかさどる。

第2章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第9条 本校の運営組織は、職員をもって構成する。

(校務分掌)

第10条 校長は、その権限に属する事項を職員に分掌させるため、管理規則第31条に基づき、毎年度のはじめに校務分掌組織及び職員の分掌を定める。

2 校長は、前項の校務分掌組織及び職員の分掌を定めるに当っては、法令・条例及び規則等に従う。

3 前2項に定めるもののほか、校務分掌組織及び職員の分掌に必要な事項は、校長が定める。

4 校務運営組織は、別紙（校務運営組織図）の通りとする。

(企画委員会)

第11条 校長は、校長の職務の円滑且つ効率的な執行を補助させるため企画委員会を設置する。

2 企画委員会は、学校経営方針に基づき学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整を行う。

3 企画委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、研究主任、生徒指導主事、総務部担当をもって構成する。

4 企画委員会は、校長が招集し主宰する。

5 校長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、報告を受けまたは意見聴取を行うことができる。

6 前各項に定めるほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

(職員会議)

第12条 校長は、校務運営上必要と認める時は、その職務の円滑な執行を補助させるため、管理規則第35条の2項に基づき職員会議を設置する。

2 職員会議においては、前項に規程するもののほか、職員間の意思疎通、共通理解の促進、意見交換などを行う。

3 職員会議については、校長が招集し主宰する。司会は教頭、記録は教務主任が行う。

- 4 職員会議で取り上げる事項については、原則として企画委員会を経て、校長が決定する。
- 5 会議録には次の事項を記録する。
 - (1) 会議実施の年月日及び時間
 - (2) 議題及びその内容
 - (3) 連絡及び協議事項
 - (4) その他必要事項及び記録者名
- 6 会議録は校長が確認し、教頭が保管する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

(部・委員会等)

第13条 校長は、校務運営を円滑に行い、教育活動を充実させるため、次の各部・委員会等を設置する。

- 2 前項の部・委員会等は次の通りとする。
総務部 教務部 生活部 特別支援教育校内委員会 学校衛生委員会 学校保健委員会 体罰・いじめ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント・障害者差別 相談窓口 不祥事防止委員会 学校関係者評価委員会 学校評議員との懇談会 いじめ防止対策委員会
- 3 各部の所掌事項及び構成は、別紙（校務分掌表）の通りとする。
- 4 校長は、必要に応じて前項に置く以外の部・委員会等を設置することができる。
- 5 各部・委員会等の協議事項は、校長に報告し承認を得るものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、部・委員会等の組織運営についての必要事項は、校長が定める。

(特別支援教育校内委員会)

第14条 児童の実態把握及び指導・支援のあり方について審議し、特別支援教育の充実を図るため特別支援教育校内委員会を設置する。

- 2 特別支援教育校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(学校衛生委員会)

第15条 三次市立学校職員衛生管理要綱8条に基づき、職員の健康の保持増進を図るため学校衛生委員会を設置する。

- 2 学校衛生委員会は、主任安全衛生管理者、保健管理医、衛生管理者、衛生推進者をもって構成する。

(学校保健委員会)

第16条 児童の心身の健康を守り、安全・安心を確保するため学校保健委員会を設置する。

- 2 学校保健委員会の構成及び運営について必要な事項は校長が、別に定める。

(体罰、いじめ、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、障害者差別 相談窓口)

第17条 児童が安心して学校生活を送るとともに、職員が職務に専念できる良好な勤務環境を確保するため体罰、いじめ、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント 障害者差別 相談窓口（以下、「体罰、いじめ、セクハラ、パワハラ、差別 相談窓口」という。）を設置する。

- 2 体罰、いじめ、セクハラ、パワハラ相談窓口は、管理職を含む複数の職員が担当するとともに男性職員及び女性職員で構成するものとする。

(不祥事防止委員会)

第18条 職員が高い倫理観や規範意識の維持向上を図り、学校として不祥事を起こさない体制を確立するため不祥事防止委員会を設置する。

- 2 不祥事防止委員会は、管理職を含む複数の職員によって構成する。

(学校運営協議会)

第19条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定めることにより、三次市教育委員会及び中学校区の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的として設置する。

- 2 学校運営協議会の構成及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(学校評価)

第20条 三次市学校運営協議会設置規則第5条に基づき、学校運営等について評価を行う。

(いじめ防止対策委員会)

第21条 いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を、組織的・実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。

- 2 いじめの防止対策委員会の構成及び運営について必要な事項及び学校いじめ防止基本方針は、校長が別に定める。

(主任等)

第22条 校長は、校務及び各部等の円滑な運営を図るため、管理規則第32条等に基づき、次の主任等を置く。

教務主任 学年主任 保健主事 研究主任 生徒指導主事 道德教育推進教師 外国語活動推進者 特別支援教育コーディネーター 食育推進リーダー 小中一貫教育推進教員 体力づくり推進リーダー 不登校支援担当

- 2 主任等は、学校教育法施行規則、教育委員会規則等に基づき、職務を行う。

- (1) 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。また、校長及び教頭の命を受け、各分掌・委員会・学年会等との連絡調整を行う。
- (2) 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- (3) 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (4) 研究主任は、校長の監督を受け、学校の教育目標を達成するために必要な研究の推進にあたる。
- (5) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (6) 道德教育推進教師は、校長の監督を受け、道德教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (7) 外国語活動推進者は、校長の監督を受け、外国語活動に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (8) 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (9) 食育推進リーダーは、校長の監督を受け、食教育に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (10) 小中一貫教育推進教員は、校長の監督を受け、小中一貫教育の推進に関する事項について、各関係機関及び校内の連絡調整及び指導助言に当たる。
- (11) 体力推進リーダーは、校長の監督を受け、体力推進に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。
- (12) 不登校支援担当は、校長の監督を受け、不登校に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言にあたる。

- 3 主任等は、企画委員会及び各部会、委員会間の連絡調整をする。

第23条 前条に規程する主任等の命免は、毎年度4月1日に校長が行う。ただし、4月1日が週休日の場合は、直近の勤務日とする。

(事務処理)

第24条 学校における事務処理は、校長の決裁による。

第3章 職員の勤務に関する事項

- 第25条 職員の勤務時間の割り振りは、校長が定める。
2 職員の勤務時間は、午前8時15分から午後4時45分までとする。
3 休憩時間は次のとおりである。

<課業日>

8:15	12:55	13:25	16:20	16:35	16:45
	休憩		休憩		

<長期休業期間>

8:15	12:15	13:00	16:45
	休憩		

<早出勤務>

8:00	12:55	13:25	16:10	16:25	16:30
	休憩		休憩		

<早出勤務>

8:10	12:55	13:25	16:10	16:25	16:40
	休憩		休憩		

<遅出勤務>

8:45	12:55	13:25	16:20	16:35	17:15
	休憩		休憩		

<遅出勤務>

8:30	12:55	13:25	16:20	16:35	17:00
	休憩		休憩		

- 4 早出遅出勤務を請求する場合は上記の中から都合のよいものを選択する。上記パターンに当てはまらない勤務を希望する者は別途協議する。

第4章 施設・設備の管理

(警備・防火計画及び分担)

- 第26条 警備及び防火の計画並びに責任分担は、校長が定める。

(施設・設備の管理)

- 第27条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理に関し必要な事項については、校長が定める。

(その他)

- 第28条 この規程に定めるもののほか、三次市立三和小学校の校務運営に必要な事項は、別に校長が定める。

附則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年 4月 1日一部改正し施行する。

附則

この規程は、令和 6年11月15日一部改正し施行する。

附則

この規定は、令和 7年 4月 1日一部改正し施行する。

附則

この規定は、令和 8年 4月 1日一部改正し施行する。